

ストーカー被害の相談は、まず警察へ

～あなたを守ることを最優先に考えます～

つきまといは、暴行や強制わいせつなどの重大犯罪にエスカレートするおそれがあります。ストーカー被害に関する悩みごとは、あなたの住まいを管轄する警察署または警察本部に連絡してください。

被害状況を明らかにするためのポイント

- 被害を受けた日時、場所、相手の車両ナンバー、目撃者などの細かい記録
- 相手の具体的な言葉や動作などの記録
 - ・つきまといなどの各行為において利用された電話の会話内容のメモや、ファクシミリ・電子メール・手紙などの保管
 - ・留守番電話や会話の録音、写真による記録



あなたをサポートします

被害者への直接支援がスタート

(社) 被害者支援都民センター ☎03-5419-3336
10～16時まで、木曜日は19時まで
(土・日・祝日、年末年始を除く)
相談無料

だれに相談したらいいのか分からず、一人で思い悩んでいる方はいませんか？ (社) 被害者支援都民センターでは、犯罪の被害に遭われた方からの相談を電話で受け付けています。今年の4～7月までに受けた相談件数は721件。相談にはカウンセラーや精神科医などが応対し、必要に応じて面接相談も行います。相談は無料です。内容によっては、警察に連絡をとったり弁護士を紹介したりします。

さらに同センターでは、警視庁と連携して犯罪の被害に遭われた方への自宅訪問や病院などに付き添う直接支援を都内の一部地域でスタートさせました。こうした制度は日本では初めて。事件を扱った警察官が、被害者に支援を受けるかどうかを聞き、希望がある場合は、病院や法廷に付き添ったり、カウンセリングを行ったりするなどの支援を行います。

「被害者の方は心に大きな傷を負っています。つらい立場にある被害者からの連絡や相談を待っているだけでは遅いんです。早い段階からサポートしていくことが、精神的な痛みを和らげ、立ち直す手助けになるのです」と同センター・専務理事の青木俊一さん。この直接支援は、来年の4月から都内全域で本格始動します。

全国被害者支援ネットワーク

※団体によって受付日時は異なります。

北海道被害者相談室	☎011-232-8740
オホーツク被害者相談室	☎0157-25-1137
犯罪被害者支援センターみやぎ	☎022-221-7830
(社) 被害者支援都民センター	☎03-5419-3336
水戸被害者援助センター	☎029-232-2736
長野犯罪被害者支援センター	☎026-223-7830
静岡犯罪被害者支援センター	☎054-272-5050
高松被害者支援相談室(こころの窓)	☎0763-33-7730
石川被害者相談室	☎076-234-7830
(社) 被害者サポートセンターあいち	☎052-523-7830
おうち犯罪被害者支援センター	☎077-514-1650
(社) 京都犯罪被害者支援センター	☎075-451-7830
大阪被害者相談室	☎06-6871-6365
紀の国被害者支援センター	☎0734-27-1000
広島犯罪被害者・心の支援センター	☎082-240-7830
福岡犯罪被害者支援センター	☎092-738-1550

(平成12年7月現在で、16団体あります)

国勢調査にご協力をお願いします

10月1日、国勢調査が全国いっせいに行われます。

国勢調査では、住民票などの届出に関係なく、平成12年10月1日(日)午前0時現在、月湯村にふだん住んでいる人(又はふだん住んでいるとみなされる人)すべてを、その人がふだん住んでいる場所で、世帯ごとに調査します。

調査員が伺いますので、よろしくお願ひします

調査員が、9月23日から10月1日までの間に国勢調査用調査票を各世帯に配付しますので、説明にしたがって記入をお願いします。

また、10月1日から9日ごろまでに調査員が調査票の回収に伺います。その場で調査員が内容を確認しますので、ご協力をお願いします。

調査の対象と調査の場所

- ふだん住んでいる人
- ・10月1日現在、すでに3ヵ月以上住んでいる人：ふだん住んでいるその場所で調査します。
- ・最近移ってきてまだ3ヵ月になっていないが、10月1日前後を通じて3ヵ月以上にわたって住むことになっている人：ふだん住んでいるその場所で調査します。
- ・旅行、出張などで一時的に自宅を離れている人：3ヵ月未満の場合は自宅で、3ヵ月以上の場合は、その旅行先等で調査します。
- ふだん住んでいるとみなされる人
- ・仕事などの関係でたびたび住居を移す人や定まった住居のない人など、10月1日の前後を通じて3ヵ月以上にわたって住んでいる所も住むことになっている所もない人：10月1日現在いるその場所で調査します。
- ・病院などへ入院している人

すでに3ヵ月以上入院している人は、その入院先で、入院してから3ヵ月にならない人は自宅で調査します。

世帯とは
一般家庭のように住居と生計をともしている人々の集まりを一つの世帯とします。一人で1戸をかまえている人は、一人一つの世帯とします。

調査項目

- 今回の国勢調査では、21項目を調査します。一枚の調査票に4人まで記入できます。
- 世帯の各人について記入していただく項目
 - ①氏名
 - ②男女の別
 - ③世帯主との続柄
 - ④出生の年月
 - ⑤配偶者の有無
 - ⑥国籍
 - ⑦現在の場所に住んでいる期間
 - ⑧5年前にはどこに住んでいましたか

- ⑨教育について
- ⑩9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか
- ⑪1週間に仕事をした時間
- ⑫従業地又は通学地について
- ⑬従業地又は通学地までの利用交通手段について
- ⑭勤め先・業主などの別について
- ⑮勤め先・業主などの名称及び事業の内容について
- ⑯本人の仕事の内容について
- 世帯について記入していただく項目
- ⑰世帯員の数について
- ⑱家計の収入の種類について
- ⑲住居の種類について
- ⑳住居の建て方について
- ㉑住宅の床面積の合計(延べ面積)について

※①の氏名については、直接統計に関係ありませんが、記入の際の記入漏れ、重複防止、確認の際の便宜上必要ですので、必ず記入をお願いします。

※⑮勤め先・業主などの名称及び事業の内容、⑯本人の仕事の内容については、産

業別の調査の基礎となりますので、できるだけ具体的に記入してください。

記入にあたって

●注意ください
調査票に記入された数字やマークを機械が読み取りますので、次の点に十分注意してください。

- ・黒鉛筆で記入し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
- ・マーク方式で回答する欄は、当てはまる○をはみ出さないように完全に塗りつぶしてください。
- ・数字を記入する欄は□の枠からはみ出さないように右づめで記入してください。

